

# 融資契約規定

【様式契第2号の5】  
生活・住宅・修学・車両

借主（連帯債務の場合は連帯債務者を含みます。以下同じ。）は、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」といいます。）と締結した金銭消費貸借契約証書に基づく契約（以下「融資契約」といいます。）に基づき金銭を借り入れするにあたり、本契約規定の各条項が適用されることを承諾するものとします。

## 第1条（元利金の返済方法）

1 元利金の返済方法は、次のいずれかの方法とし、融資契約借入要項によって指定するものとします。

### (1) 元利均等返済

毎回の返済について、協会所定の計算方法により、元金部分と利息部分の合計額が一定となるよう計算された額を返済する方法

### (2) 元金均等返済

毎回の返済について、協会所定の計算方法により、元金部分が一定となるよう計算された額に所定の利息を加算した額を返済する方法

2 利息は、次の方法により計算された額を各返済日（融資契約借入要項に定める返済日としますが、返済日が金融機関の休営業日の場合には、その翌営業日とします。以下同じ。）に後払いするものとします。

(1) 每月返済部分の利息は次のいずれかによるものとし、融資契約借入要項によります。

#### ア 月割計算

毎月返済部分の元金残高（付利単位1円）×利率×1/12で計算します。

#### イ 日割計算

毎月返済部分の元金残高（付利単位1円）×利率×日数×1/365で計算します。

(2) 半年ごと増額返済部分の利息は次のいずれかによるものとし、融資契約借入要項によります。

#### ア 月割計算

半年ごと増額返済部分の元金残高×利率×月数×1/12で計算します。

#### イ 日割計算

半年ごと増額返済部分の元金残高×利率×日数×1/365で計算します。

(3) 借入日から第1回返済日までの期間中又は据置期間中に1か月未満の端数日数がある場合、その端数日数については1年を365日とし、日割で利息計算します。このため、元利均等返済の方法による場合であっても、第1回返済額は毎月の返済額とは異なる場合があります。

3 前各項にかかわらず、金融情勢が変化した場合および借主の財務状況の変化、担保価値の増減等により協会の債権の保全状況に変動が生じた場合、その他相応の事由がある場合には、これらを一般に合理的と認められる程度のものに変更することについて、借主又は協会から協議を求める能够のものとします。

## 第2条（損害金）

元利金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対し、年10.95%の損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は1年を365日とし、日割で計算します。

## 第3条（元利金返済額等の口座振替による支払い）

1 借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が金融機関の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）の前日までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ）相当額を借主が協会に申し出た金融機関の返済用口座に預け入れておくものとします。

2 協会は、各返済日に借主及び協会と金融機関が別に締結した口座振替契約により返済用口座から引落しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、協会はその一部の返済にあてる取り扱いはせず、その元利金返済額全額が遅延することになります。

3. 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、協会は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取り扱いができるものとします。

## 第4条（繰り上げ返済）

1 借主が、融資契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は融資契約借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合にあらかじめ協会へ通知し、協会の承諾を得るものとします。

2 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。

3 一部繰り上げ返済をする場合には、前各項によるほか、次表のとおり取り扱うものとします。

	毎月返済のみの場合	半年ごと増額返済併用の場合
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記の(1)と(2)の合計額 (1)繰り上げ返済日に続く6か月単位に取りまとめた毎月の返済元金 (2)その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、借入要項記載どおりとし、変わらないものとします。	

4 前各項にかかわらず、借入要項の元金の返済方法が期日一括返済の場合は、借入要項の定めによるものとします。

## 第5条（担保）

- 1 担保価値の減少、借主又は保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、協会からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる担保を差し入れ、保証人をたて、又はこれを追加、変更するものとします。
- 2 借主は、担保について現状を変更し、又は第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により協会の承諾を得るものとします。協会は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがある場合には、これを承諾するものとします。
- 3 融資契約による債務の期限の到来又は期限の利益の喪失後、その債務の履行が無い場合には、担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により協会において取立又は処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。また、この契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰の生じた場合には、協会はこれを取立又は処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。
- 4 融資契約による債務の期限の到来又は期限の利益の喪失後、その債務の履行が無い場合には、協会が占有している借主の動産、手形その他の有価証券（借主の名義で記録されている振替株式、振替社債、電子記録債権その他の有価証券を含む。）及び協会が借主から譲渡を受けた電子記録債権についても協会において取立又は処分できるものとし、この場合もすべて前項に準じて取扱うものとします。
- 5 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等協会の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、協会は責任を負わないものとします。
- 6 協会又は委託先（受託金融機関）もしくは転貸金融機関が事前に了解を得ることなく、本件にかかる担保物件の調査を行なうことについて異議ないものとします。また、調査内容には、物件の写真撮影が含まれることに同意します。

## 第6条（期限の利益の喪失）

- 1 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、協会からの通知催告等が無くとも、借主は協会に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
  - (1)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始等の法的債務整理手続開始の申立があったとき。
  - (2)電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - (3)借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てたとき、もしくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、又は自ら営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
  - (4)借主の責めに帰すべき事由によって、協会に借主の所在が不明となったとき。
- 2 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、協会からの請求によって、借主は協会に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。なお、協会の請求に際し、協会に対する債務を全額支払する旨を借主が遅滞なく協会に書面にて通知し、協会が従来通り期限の利益を認める場合にはこの限りではありません。ただし、期限の利益を喪失したことに基づき既になされた協会の行為については、その効力を妨げないものとします。
  - (1)借主が協会に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
  - (2)担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
  - (3)借主が第5条第1項（追加担保請求）もしくは第2項（担保処分制限）、第9条（代わり証書等の差入）の規程に違反したとき。
  - (4)本契約にかかる融資の申込にあたり、虚偽の申告、虚偽の資料を提出したことが判明したとき。
  - (5)借主が第8条（資金使途）の規定に違反したとき。
  - (6)借主が第13条（報告及び調査）に定める請求に応じない、又は虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。
  - (7)融資の対象となった事業又は施設について、休止、廃止、もしくは許可、認可の取消の事実が発生したとき。
  - (8)保証人が前項又は本項の一つにでも該当したとき。
  - (9)前各号のほか、協会の債権保全を必要とする相当の事由が生じると認められるとき。
- 3 前項の場合において、借主が協会に対する住所変更の届出を怠る、あるいは借主が協会からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、協会からの請求が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

## 第7条（反社会的勢力の排除）

- 1 借主又はその保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 借主又はその保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行なわないことを確約いたします。
  - (1)暴力的な要求行為
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて協会の信用を毀損し、又は協会の業務を妨害する行為
  - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3 借主又はその保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は協会から請求があり次第、協会に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 4 前項の規定の適用により、借主又はその保証人に損害が生じた場合にも、協会になんらの請求をしません。また、協会に損害が生じたときは、借主又はその保証人がその責任を負います。

## 第8条（資金使途）

借主は、融資契約に基づく融資を受けるにあたって、融資の申し込みに際して申し出た資金使途、用途は融資契約借入要項に記載のとおりであることを認め、借入期間中はこれを変更しないものとします。また、変更を希望する場合は、あらかじめ書面により協会の承諾を得るものとします。

## 第9条（代り証書等の差し入れ）

事变・災害等協会の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類（電磁的方法により協会に提出した情報を含む）が紛失、滅失又は損傷した場合には、借主は、協会の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

## 第10条（印鑑照合）

協会が、融資契約にかかる諸届その他の書類に使用された印影を融資契約書類に押印の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、協会は責任を負わないものとします。

## 第11条（費用の負担）

- 1 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。
  - (1)（根）抵当権の設定、抹消又は変更の登記に関する費用
  - (2)担保物件の調査又は取立もしくは処分に関する費用
  - (3)借主又は保証人に対する権利の行使又は保全に関する費用
- 2 協会が前項の費用を立替えた場合は、借主はその立替金に対し、立替えた当日から完済に至るまで年14.6%の損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は1年を365日とし、日割で計算します。

## 第12条（届出事項）

- 1 借主及び保証人は、氏名、住所、印鑑、電話番号その他協会に届け出た事項に変更があったときは、直ちに協会に書面で届け出るものとします。
- 2 借主又は保証人が死亡したときは、下記の要領により、直ちに協会へ書面により届け出るものとします。
  - (1)借主が死亡した場合は、保証人が届出を行うこと
  - (2)保証人が死亡した場合は、借主が届出を行うこと
  - (3)融資契約が連帶債務である場合において、連帶債務者の1人が死亡したときは、残存する連帶債務者又は保証人が届出を行うこと
- 3 借主及び保証人が前項の届出を怠ったため、協会が借主及び保証人から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知又は送付

書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

- 4 借主又は保証人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、又はすでにこれらの審判を受けているときは、該当する借主あるいは保証人、又は選任された補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人は、直ちに協会に書面で届け出るものとします。届出内容に取消又は変更等が生じた場合、及び、借主又は保証人の成年後見人等について補助・保佐・後見が開始もしくは任意後見監督人が選任された場合も同様に届け出をするものとします。

- 5 前項の届出の前に行なわれた取引の効果は借主又は保証人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、協会は責任を負いません。

### 第 13 条（報告及び調査）

- 1 借主及び保証人は、協会が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、本借入内容、又は借入によって取得した資産の使用状況、担保状況、借主及び保証人の信用状態などについて直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 2 借主及び保証人は、前項に掲げる事項に重大な変化が生じたとき、又は生じる恐れのあるときは、協会に直ちに報告するものとします。

### 第 14 条（連帯債務の場合の取扱い）

連帯債務の場合には、次によるものとします。

- 1 協会からの借主に対する連絡・諸通知は、連帯債務者のいずれかに対してなされれば足り、全員に対してする必要はないものとします。
- 2 返済用口座は金銭消費貸借契約証書記載の甲又は乙のものであることを確認し、第3条による返済用口座からの元利金の返済については、協会は、借主がこの契約によって負担する債務のうち、甲の返済用口座である場合には甲の負担部分について甲が、乙の返済用口座である場合には乙の負担部分について乙が返済したものとして取り扱うものとします。
- 3 連帯債務者のいずれかが、第4条による繰り上げ返済、第6条（期限の利益の喪失）又は第7条（反社会的勢力の排除）による返済の場合、協会はその者の負担部分について同人が返済したものとして取り扱うものとします。
- 4 協会が相当と認めるときはいずれかの連帯債務者に対して、債務の免除もしくは担保の変更、解除をしても、他の連帯債務者は免責を主張しないものとします。
- 5 協会が現在又は将来の連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者及び保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。

### 第 15 条（保証）

- 1 保証人は、借主の委託に基づき、借主が融資契約によって負担する一切の債務について、借主と連帶して保証債務を負い、その履行については、融資契約に従うものとします。
- 2 保証人は、協会が相当と認めるときは担保又は他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
- 3 保証人が融資契約による保証債務を履行した場合、代位によって協会から取得した権利は、借主と協会との間に、融資契約による残債務又は保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、協会の同意がなければこれを行使しないものとします。
- 4 保証人が借主と協会との取引について他に保証をしている場合には、その保証は本保証契約により変更されないものとし、また、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額に融資契約による保証額を加えるものとします。保証人が借主と協会との取引について、将来他に保証した場合にも同様とします。
- 5 借主は、協会が保証人からの請求に基づいて、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を保証人に開示することをあらかじめ承諾します。
- 6 協会が現在及び将来の保証人の1人に対して履行の請求をしたときは、借主及び他の保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。
- 7 借主が保証人に対して、前項各号の情報を提供したこと及び当該前項各号の情報が真実かつ正確であることを、協会に対して表明し、保証します。

### 第 16 条（公正証書作成義務）

借主及び保証人は、協会の請求があるときは、直ちに融資契約による債務について債務の承認並びに強制執行の認諾がある公正証書を作成するために必要な手続きをとるものとします。このために要した費用は借主及び保証人が負担するものとします。

### 第 17 条（保証人の追加又は変更義務）

借主及び保証人は、協会から保証人の追加又は変更の請求があるときは、直ちに必要な手続きをとるものとします。

## 第18条（第三者からの返済）

借主及び保証人は、協会に対する債務について、協会が第三者から返済を受けた場合であっても異議を述べないものとします。

## 第19条（完済後の契約書類の交付）

借主及び保証人は、協会に対する債務が複数の者により完済された場合であっても、協会が任意に選定した当該弁済者のいづれか1人に対して契約書類を交付することに異議を述べないものとします。

## 第20条（損害保険契約及び質権設定義務）

- 1 借主及び保証人は、協会の請求があるときは、担保について、融資契約による債務を担保するに足る金額以上の損害保険契約を締結又は継続し、協会のために当該保険契約に基づく保険金請求権に質権を設定する手続きを行うものとします。
- 2 前項に定める保険契約の継続、更改、変更又は保険の目的物件の罹災に関する処理については、すべて協会の指示に従うものとします。
- 3 借主及び保証人は、第1項に定める担保について、当該保険契約とは別に損害保険契約を締結しようとする場合には、事前に協会の承認を得るとともに、すみやかに当該保険契約に基づく保険金請求権に質権設定を行うものとします。

## 第21条（準拠法・合意管轄）

- 1 融資契約に基づく借主及び保証人と協会との諸取引の契約準拠法は日本法とします。
- 2 融資契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、協会の主たる事務所又は従たる事務所の所在地の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

## 第22条（本規定の変更）

- 1 本契約規定は、法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは協会が変更できるものとします。
- 2 協会が本規定を変更する場合は、あらかじめ効力発生日を定め、規定を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他適切な方法で周知したうえで変更することができるものとします。